足立区教育委員会会議録

会議名	平成２８年第２回足立区教育委員会臨時会		
開会月日	平成２８年３月３１日（木）	場所	教育委員会室
会議時間	（開会）午前・午後（午後）３時００分 ～ （閉会）午前・午後（午後）３時２９分		
休憩時間	①（休憩）午前・午後 時 分 ～ （再会）午前・午後 時 分 ②（休憩）午前・午後 時 分 ～ （再会）午前・午後 時 分		

委員の出席						
	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	委員	花岡 惠三	出席	出席者5名、欠席者0名		

説明員出席					
山本 聖志	教育次長	出席	伊藤 良久	子ども家庭部長	出席
森 太一	学力定着推進担当課長	出席	山根 晃	子ども家庭課長	出席
飯塚 尚美	幼児プロジェクト推進担当課長	出席	松野 美幸	待機児ゼロ対策担当課長	出席
宮本 博之	学校教育部長	出席	小山 幸俊	子ども・子育て支援課長	出席
杉岡 淳子	教育政策課長	出席	後藤 英樹	子ども・子育て施設課長	出席
太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
稲本 望	学校施設課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	渡邉 勇	こども支援担当課長	出席
山中 寛	学校改築担当課長	出席	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席
望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	久米 浩一	住区推進課長	出席
浮津 健史	教育指導室長	出席	浅見 信昭	地域文化課長	出席
山崎 恵子	教職員課長	出席			

書記		
清水 均 庶務係長	佐々木 直 庶務係主査	秋元 康裕 教育政策担当係長

傍聴者	０名

会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。

平成２８年３月３１日

足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第２回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

まず、本日の出席人数ですけれども、定足数ですので会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇

○教育長　初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に花岡委員、杉田委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

◇

○教育長　初めに、日程第１、第２６号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第１、第２６号議案　足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について。

以上。

○教育長　第２６号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いします。

学校教育部長。

○学校教育部長　お手元の資料の３ページ、第２６号議案説明資料をご覧願います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由は、育英資金貸付制度につきまして、利用者にとってより活用しやすい制度とするための見直しを行うために、規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、４ページと５ページをご覧願います。まず、１点目は、現行の第６条第２項では、入学資金の交付は、入学したときに行うとの規定になっておりますが、平成２７年度から、育英資金の募集を前期と後期の２回に分け、前期募集のうち、希望者につきましては、３月中に貸し付けることに制度変更しているために、入学前にも貸付を行うことができるよう、規定を明確にしていく必要があります。

したがいまして、第６条第２項に、「区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない」の規定を追加いたします。

２点目は、学資金の償還期間を１５年以内に変更することから、償還免除を受けることができる場合の年数の規定を改正いたします。

３点目は、償還金を一部免除する条件について規定を設けます。内容は、正規の就学年数で卒業し、引き続き区内に３年以上居住し、卒業後、１０年以内において、２年度分以上特別区民税を納付したときというものでございます。

施行月日は４月１日でございます。

なお、一部償還免除型育成資金を実施する際の成績要件、募集人員につきましては、３ページのその他に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第２６号議案についてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。ご質疑ありませんか。

よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第２６号議案、足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

次に、日程第２、第２７号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第２、第２７号議案　足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長　第２７号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長　お手元資料の１２ページ、第２７号議案説明資料をご覧願います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

行政不服審査法と足立区の関連条例等の改正に伴いまして、教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規定を整備する必要がございます。

改正内容といたしましては、異議申立てと審査請求の２種類あった不服申立てが審査請求に一元化されたことと、足立区の関連条例が改正されたことに伴って、文言を整理いたします。

そのほか、現在はもう利活用していないフロッピーディスクに関する規定を削除いたします。

施行月日は４月１日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第２７号議案についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。何か質疑ありますか。

よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第２７号議案、足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第３、第２８号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第３、第２８号議案　足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長　第２８号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは、議案書の２１ページをお開き願いたいと存じます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

内容でございますが、特別区人事委員会の勧告の主旨に沿って給与改定がなされてございますが、これに伴いまして、関連規定の一部の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、（１）にありますように、等級別基準職務表を給与条例第６条第３項に定めましたことによりまして、第３条を改正し、級別標準職務表を削除するものでございます。

もう１つは、降給の導入に伴いまして、降格と降給とが同日に行われる場合における号給は、降給の規定により、規定された号給から降格の規定を適用して得られる号給とすることを定めるものでございます。

その下に、説明の表を入れました。

降給とそれから降格が同時に行われる場合の号給の扱いなのですけれども、もともとの号給がありまして、そこから降給部分を１回落とします。さらにそこから降格分の号給を下げるということで、２回下げるという状況で、この順番を定めたものでございます。

施行日は、２８年４月１日からでございます。

私からは以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第２８号議案についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。何かありますか。

よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第２８号議案、足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第４、第２９号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第４、第２９号議案　足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長　第２９号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは２３ページをお開きいただきたいと存じます。

第２９号議案でございます。足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

続きまして、２４ページをお開けいただきたいと思います。ここに一時差止処分書というものがございまして、これの改正を行うものでございます。

内容につきましては、２６ページでございます。行政不服審査法の改正に伴いまして、この給与に関する条例の一部が改正をされました。それに伴いまして、関連様式について一部改正を行うものでございまして、先ほどの処分書の教示文、これを改めるものでございます。

改正の概要でございますが、(１)にありますように、「６０日」を「３月」に改める、あるいは２番にある「不服申立て」を「審査請求」に改めるということで、１番から６番までの改正を行うものでございます。

施行年月日は２８年４月１日でございます。

私からは以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第２９号議案についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。何か質疑ありますか。

よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第２９号議案、足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

次に、日程第５、第３０号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第５、第３０号議案　足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長　第３０号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは、議案書２８ページをお開けいただきたいと存じます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

教育委員会は、このたび４月１日、組織改正がございまして、それに伴いまして、関連様式においても一部改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、別記の様式につきまして、例えば、組織名のところを変えるとかの文言整理を行うものでございます。

２８年４月１日の施行でございます。

私からは以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第３０号議案についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。何か質疑ありますか。

（なし）

ないようですので、これより第３０号議案、足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

次に、日程第６、第３１号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第６、第３１号議案　足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長　第３１号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　３２ページをお開きいただきたいと存じます。第３１号議案でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、以前、足立区に住所があるのだけれども、ほかの土地で認定こども園に入るというような事例がございまして、そこで条例改正を行ったところでございますが、これに伴いまして、８月、これは夏休みになりますけれども、短時間利用の場合も、利用者負担額のうち８月は納付を要しないこと、これを改めて定めるものでございます。

改正の内容は、新旧対照表のとおりでございます。

施行は２８年４月１日からでございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第３１号議案についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。何かありますか。

よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第３１号議案、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

次に、日程第７、第３２号議案ですが、この議案は足立区教育委員会会議規則第１４条第１項のただし書による人事に関する件でありますので、非公開の会議といたしたいと思います。

お諮りいたします。

第３２号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、この議案につきましては、非公開とさせていただきます。

これからご審議いただきます第３２号議案に関する別添資料につきましては、委員会終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第７、第３２号議案、足立区青少年委員の委嘱について。

以上。

○教育長　第３２号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは、別添資料５の一番最後のページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、２８年３月３１日をもって、青少年委員の任期が満了いたします。そのために、規則第３条に基づきまして、２８、２９年度の青少年委員を新たに委嘱するために議案としたものでございます。

被委嘱者につきましては、３ページ分で記載がございます。その通りでございます。

経歴等でございますが、２８、２９年の被委嘱者は再任者が８１名、新任者が２４名でございます。まだ２名が決まっていないということでございます。

いずれも活動状況は、ご紹介ありましたように、意識の高い人物が選ばれているところでございまして、これからも活躍が期待されるところでございます。

なお、未定の２名につきましては、決定次第、議案を提出させていただきます。

私からの説明は以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第３２号議案についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。何かありますか。

よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第３２号議案、足立区青少年委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

それでは、ここからは公開になります。

次に、日程第８、第３３号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第８、第３３号議案、足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について。

以上。

○教育長　第３３号議案については、事務局幹部職員の案件でありますので、私から説明をいたします。

資料の３４ページをお開きいただきたいと思います。３４ページから３９ページまで、このとおり発令をする予定でございます。

説明は以上です。ご意見ありますか。

よろしいですか。

（なし）

それでは、ないようですので、これより第３３号議案、足立区教育委員会事務局幹部職員の人事についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

本日の審議はこれで全て終了いたしました。

さて、皆様もご承知のとおり、小川正人委員と花岡委員が本日をもって、ご退任されることになりました。

ここでご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、小川正人委員、よろしくお願いいたします。

○小川委員　４年という長い期間、教育委員を務めさせていただきました。しかし、私にとっては、本当に短く感じた４年間でした。足立区の教育、そして教育委員という仕事に対する私なりの強い思い入れもありましたので、本当に今日で教育委員を退任するということについては、一言ではあらわすことができないようなさまざまな感慨があります。そのことを言うと１０分、１５分も話してしまいそうで、それは省略しまして、今日の退任で、直接的には足立の教育には関わる機会というのは公式にはなくなったのですけれども、今後は、一研究者として、また、一ウォッチャーとして足立区の教育については、しっかり見守らせていただきながら、そして機会があれば、何らかの形で足立の教育や教育行政にかかわらせていただけば、喜んでそのような仕事に携わるつもりでおります。

年末の仕事納めのときもお話ししたのですけれども、今、足立区の教育は、本当に各方面から注目をされています。

足立区としては自信と、見通しを持って、今後とも、日本の教育改革のエンジン役として頑張っていっていただければと思います。

本当に４年間ありがとうございました。

○教育長　ありがとうございました。

続いて、花岡委員、よろしくお願いします。

○花岡委員　就任当初は、４年間長いなと、務まるのかなと思いましたけれども、年齢の関係かわかりませんが、振り返ると本当にあっという間でした。

今日をもって４年間の任期を全うでき、またこういう貴重な時間をいただいて、退任の挨拶ができることにお礼を申し上げたいと思います。

まず、教育委員会事務局の皆さん、そして区役所の方々、また学校、地域の教育関係者の方々には本当にお世話になりました。皆様のご理解、ご協力、ご支援、そしてご指導があったからこそ、重責を全うすることができたと思っています。改めて皆様に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

昨年の４月に教育委員会制度が６０年ぶりに改正もありましたが、その前年度に教育委員長の重責を１年間務めることができました。

この間、委員の皆様には、教育委員会定例会及び協議会等においてご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

私は教育委員選任時の挨拶で、「子どものための教育・子どもの幸福を目指して、子どもにとって最高の教育環境は教師自身であり、また保護者であり、地域である。」

そして「子どもはダイヤモンドや宝石の原石である。磨

けば必ず光り輝くとのモットーで、足立区の教育の充実、発展に全力で努力してまいります。」と、そういう話をさせていただきました。

この思いと同様に、教育委員会事務局の方々は、子どもの教育のために、現在そして長期的に学力を初め、何が重要で必要なのかを考えていらっしゃいました。

教育への思いと熱意が学校、保護者、地域の教育関係者よりも劣らず、強いのではないかと、そういう感じも持ちました。

できる限り、教育委員会、事務局と学校をはじめ、教育関係者との思い・考えを縮め、一致させていければなと思っていました。

これは教育委員就任前の校長の時代も同じ思いでいました。

そのために、まず、従来から実施されていた各教育関係団体との懇談会、「開かれた学校づくり協議会会長との意見交換会」、それから「小学校長会」に加え、「中学校長会」、「小学校・中学校合同ＰＴＡ連合会」、「青少年委員会」、そして「指導主事の皆さんとの懇談会」を開催して、学校現場や地域の現状と課題、または教育問題、課題を話し合い、区の施策に活用を生かすように努力をしたつもりでいます。どこまで生かせたかは疑問であり、力不足感は否めませんが。

次に教育委員会協議会を月１回から２回に増やすようにしました。そして、教育施策や課題を話し合い、就任当時から懸案であった施策、事業の検証を協議いたしました。

具体的には、教育長とそれから小川正人委員の主導で、「学校選択制度について」、それから「小中一貫校について」、また、「二期制、３学期制について」です。

その中で、「学校選択制度と小中一貫校について」は、一定の検証がなされました。

しかし、「二期制について」は、まだ検証が尽くされていませんので、もう一度、校長会だけでなく、保護者や子どもたちの意見、そして他府県や他区等の取り組みについて調査し、指針等を検証していただき、方向性を示してほしいと要望をしておきたいと思います。

私も足立区の住民ですので、今後も足立区にはお世話になると思うので、これからも子どもたちのためにできることをしていきたいと思っています。

最後に、足立区及び足立区教育委員会のますますの発展と充実、それから皆様のご活躍、ご健康、そして子どもたちの健やかな成長を祈念して、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○教育長　ありがとうございました。

本当にお二方、どうもありがとうございました。先生方はご両名とも４年ということですけれども、私は１年のつき合いしかなかったので、本当に寂しいなと。まだまだあと３年あれば、もっといろいろなことができるのではないかなと、できたのではないかなと、こういうふうに今、思っています。

小川先生には、本当に教育のイロハから教えていただいて、私も１年、曲がりなりにもこうやって務めてこれたなと思っています。本当に感謝しています。

先生のご著書もそうですし、いろいろな本を紹介していただいて、頭がパンクするほど読ませていただいて、そして最近は、自分でそういう本を求めるようになっていて、この間もどういうわけか、１年前は財政の本だとか、地方自治の本とかそればかり読んでいたのですけれども、さすがに、今年、自分で読んでいた本は、心理学の本とか、最近は折れない心、レジリエンスの話に興味を持っていて、アドラーの心理学とか、それまで、私、心理学でいうとカントの『判断力批判』とか、そういうものを読んでいたのですけれども、どちらかというと、そちらのほうになってきて、これも大分先生の影響を受けたなと。これは私は喜んでいるわけで、いろいろな見方が変わってきたと思います。

先生はウォッチャーだというお話がありましたけれども、機会があればというちょこっとしたお話の端の部分をつかまえて、ぜひまた機会をいただいて、足立区あるいは足立区教育委員会に、またご支援いただきたいなと。

花岡先生には、本当にたくさんの名前が出てきたではないですか。学校、地域、少年団体の連合会だとか懇談会、いろいろなことが出てきて、そのたびに先生にご指導いただいて、これもやろうよ、あれもやろうよと、まだまだ全部できなかったと思うのですけれども、少しずつできたかなと思っています。

それはいつも、花岡先生の口癖ですけれども、接着剤に

なるといつもおっしゃっていて、私はそういうことが、今、教育委員会にたくさん求められている学校とどうやっていくのかとか、地域とどうやっていくのかということをたくさん考えさせていただいたと思っています。

花岡先生も、足立の区民なのだからと言っていただいたその言葉の端をつかまえて、ぜひ、足立区、足立区教育委員会にご支援をいただきたい、ご協力をいただければありがたいと思います。

それから、最後に、懸案で幾つかありました、私どもしっかりお話を承って、議論をした上で、正すべきところは正す。前向きに求めていくときには求めていく、積極果敢にチャレンジするときにはチャレンジするというような気持ちで、これからも教育委員会を動かしていきたいですし、我々一同、そういう気持ちで教育行政に携わっていきたいと思います。

今後とも、ご協力をお願いいたします。

本当にお二方にはお世話になりました。これからも足立区教育委員会のことをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先生方のこれからのご健勝とご多幸をお祈りしております。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本年第２回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

お疲れさまでした。

午後３時２９分閉会

平　成　２　８　年　第　２　回
足　立　区　教　育　委　員　会　臨　時　会

日　　時　　平成２８年３月３１日　木曜日　午後３時００分開議
会　　場　　足立区教育委員会室

１　議 事 日 程

			頁
日程第１	第２６号議案	足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について	１
日程第２	第２７号議案	足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則	７
日程第３	第２８号議案	足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	２０
日程第４	第２９号議案	足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	２３
日程第５	第３０号議案	足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	２７
日程第６	第３１号議案	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則	３１
日程第７	第３２号議案	足立区青少年委員の委嘱について	別冊
日程第８	第３３号議案	足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について	３４

第２６号議案

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　定　野　　司

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金貸付条例施行規則（昭和３１年足立区規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項に次のただし書を加える。

ただし、入学資金については、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第１２条第２項第２号中「１０年」を「１５年」に改める。

第１２条第３項中「前２項」を「第１項及び第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　条例第９条第２項に規定する規則で定める条件は、同項の規定により区長が認めた者が、次の各号のいずれにも該当するときは、奨学金の半額（当該額が１００万円を超える場合は１００万円）の減免を受けることができる。

（１）　奨学生が正規の修業年数で卒業したとき。

（２）　奨学生が貸付を受ける学資金に係る高等学校等を卒業した日の属する月の翌月の初日から引き続き、３年以上区内に居住し、かつ、卒業後１０年以内において、２年度分以上特別区民税を納付したとき。

別記第１号様式中「在学校名」を「在学（予定）校名」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の足立区育英資金貸付条例施行規則第１２条の規定は、この規則の施行の日以後に学資金の貸付を受けた者について適用し、同日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

（提案理由）

足立区育英資金貸付条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第２６号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部　学務課
内　　容	1　改正理由 入学前に入学資金の貸付を行うことができるように規定するとともに、足立区育英資金貸付条例（以下、「条例」という。）の一部改正に伴い、関連規定を整備するため。 2　改正の概要（詳細は、新旧対照表のとおり） （１）区長が特別な事情があると認めるときは、入学前に入学資金の貸付を行うことができるように規定を追加する。（第６条第２項） （２）条例第７条第１項に定める学資金の償還年数を改正したことに伴い、やむをえない事情により償還免除を受けることができる場合の規定を改正する。（第１２条第２項第２号） （３）条例第９条第２項に定める償還金を一部免除する条件を定める。（第１２条第３項第１号、第２号） 3　施行年月日 平成２８年４月１日から施行する。 4　その他 以下については、「足立区育英資金採用事務処理要綱」で定める。 （１）一部償還免除候補者の要件 足立区育英資金の貸付金を受ける者で、申込み直近の学業成績の平均が、５段階評価で「４．０」以上の者 （２）募集人員 年間、高校・大学ともに各１０名の募集を行う。 申込多数の場合は、①学業成績、②世帯の経済状況、③面接成績の３項目の総合評価に基づき、足立区育英資金貸付審議会で選考審査を行った上で区長が決定する。
今後の方針	

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部改正する規則（案）　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（現行のとおり）
（学資金の交付） 第６条　（略） ２　条例第３条の規定による学資金の交付は、修学資金については６月分を半年ごとに、入学資金については高等学校等に入学したときに行う。	（学資金の交付） 第６条　（現行のとおり） ２　条例第３条の規定による学資金の交付は、修学資金については６月分を半年ごとに、入学資金については高等学校等に入学したときに行う。ただし、入学資金については、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
３　（略）	３　（現行のとおり）
第７条～第１１条　（略）	第７条～第１１条　（現行のとおり）
（償還方法の変更又は減免） 第１２条　（略） ２　次の各号のいずれかに該当するときは、条例第９条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。 （１）　本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。 （２）　前項第１号から第３号までに該当し、引き続き５年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から10年以上経過しても、なお償還ができないとき。 （３）　前２号のほか特に必要があるとき。	（償還方法の変更又は減免） 第１２条　（現行のとおり） ２　次の各号のいずれかに該当するときは、条例第９条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。 （１）　本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。 （２）　前項第１号から第３号までに該当し、引き続き５年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。 （３）　前２号のほか特に必要があるとき。 ３　条例第９条第２項に規定する規則で定める条件は、同項の規定により区長が認めた者が、次の各号のいずれにも該当するときは、奨学金の半額（当該額が１００万円を超える場合は１００万円）の減免を受けることができる。 （１）奨学生が正規の修業年数で卒業したとき。 （２）奨学生が貸付を受ける学資金に係る高等学校等を卒業した日の属

	する月の翌月の初日から引き続き、３年以上区内に居住し、かつ、卒業後１０年以内において、２年度分以上特別区民税を納付したとき。
３　前２項の適用を受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ事情を具して願い出なければならない。	４　第１項及び第２項の適用を受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ事情を具して願い出なければならない。 付　則 （施行期日） １　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この規則による改正後の足立区育英資金貸付条例施行規則第１２条の規定は、この規則の施行の日以後に学資金の貸付を受けた者について適用し、同日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

別記第1号様式(第3条関係)

足立区育英資金貸付申請書

足立区育英資金の交付については、別紙の誓約書兼同意書を添えて下記のとおり申請します。
なお交付の際、受取りについては「奨学生振込口座」に振込願います。

年　　月　　日

足立区奨学生氏名

印

(提出先)足立区長

奨学生番号			
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年　月　日	男・女
〒　　—	TEL　　(　　)		
住所　足立区			
在学(予定)校名	学校　第　学年より貸付		
学校種別	国公立・私立	大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専	
育英資金採用年月日	年　月　日	貸付年数	
育英資金終了年月日	年　月　日	年間	

入学資金①	貸付月額②	貸付半年額③(②×6)	修学資金総額④(②×12×年)	予定貸付金総額⑤(①+④)
円	円	円	円	円

≪奨学生振込口座≫

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協											
支店名	店	口座種別	普通・当座	口座番号(右づめで記入)								
捨印	口座名義人 フリガナ 氏名										登録印	

学務課確認印

第２７号議案

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　司

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則（平成１２年足立区教育委員会規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「フロッピーディスク、」を削る。

第９条中「第１５条第２項」を「第１５条の２第１項」に、「足立区情報公開・個人情報保護審査会」を「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」を改める。

別表フロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る。

第１号様式中

「

フロッピーディスクに複写したものの交付	１枚	50円
ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	１枚	100円

」を

「

ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	１枚	100円

」に改める。

第２号様式を次のように改める。

第２号様式（第３条関係）

＊整理番号			－			

区政情報開示等決定通知書

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区教育委員会

平成　　年　月　日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請求の内容	
区政情報の件名	
決定の内容	□　全部開示（開示の日時、開示の場所のとおり） □　一部開示（開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり） □　全部非開示（開示に応じられない理由・部分のとおり） □　不存在（開示に応じられない理由・部分のとおり） □　存否非開示（開示に応じられない理由・部分のとおり）
開示の方法	□　閲覧　□　視聴　□　写しの交付
開示の日時	平成　　年　　月　　日（　）　　時から　　時まで
開示の場所	１．区政情報課　２．その他（　　）
開示に応じられない理由・部分	
＊開示できる予定のある場合	平成　　年　　月　　日以降であれば、当該区政情報の（全部・一部）を開示することができます。
担当課	所属 電話　（　　）　　内線

○　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

○　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注意）

１．区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。

２．指定された区政情報の開示の日時に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。

３．区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。

４．足立区情報公開条例第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により、この通知があった日から 90 日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。

第６号様式を次のように改める。

第6号様式(第5条関係)

＊整理番号			―			

開示決定に係る通知書

足　　収第　　号

平成　　年　　月　　日

様

足立区教育委員会

平成　　年　月　　日付　足　　発第　　号で照会した区政情報の開示については、下記のとおり決定したので、通知します。

開示請求のあった区政情報の件名	
決定の区分	1　全部開示　　2　全部非開示　　3　一部開示　　4　その他
決定の内容及び理由	
開示をする日	平成　　年　　月　　日
担当課	所属 電話　　内線

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第７号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「第１５条」を「第１５条の２」に、「足立区情報公開・個人情報保護審査会」を「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」を改める。

付　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（提案理由）

足立区情報公開条例等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第２７号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部　教育政策課
内　　容	足立区情報公開条例の一部改正に伴い、下記のとおり足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する。 １　改正理由 （１）次の法令改正等に伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため。 ア　改正行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行 イ　足立区情報公開条例（平成１２年足立区条例第９１号）の一部改正 ウ　足立区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成５年足立区条例第５８号）の一部改正 （２）情報開示媒体の変更 ２　主な改正内容（詳細は、新旧対照表のとおり） （１） ア　第２号・第６号・第７号様式の改正 行政不服審査法の改正により、不服申立ての種類が「審査請求」に一元化（異議申立てと審査請求の一本化）されたことに伴う文言整理及び教示文の修正 イ　第９条の改正 足立区情報公開条例の改正に伴い、引用する条数の改正 ウ　第９条、第７号様式の改正 足立区情報公開・個人情報保護審査会条例の条例名変更に伴う文言整理 （２）第７条、別表、第１号様式の改正 フロッピーディスクに関する規定を削除 ３　施行年月日 平成２８年４月１日から施行する。
今後の方針	

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則（案）　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１条～第６条　（略）	第１条～第６条　（現行のとおり）
（電磁的記録の開示方法） 第７条　条例第13条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。 ２　前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。 ３　電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。	（電磁的記録の開示方法） 第７条　条例第13条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。 ２　前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。 ３　電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。
第８条　（略）	第８条　（現行のとおり）
第９条　教育委員会は、条例第15条第２項の規定により足立区情報公開・個人情報保護審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第７号様式）により通知するものとする。	第９条　教育委員会は、条例第15条の２第１項の規定により足立区情報公開・個人情報保護等審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第７号様式）により通知するものとする。
第１０条～第１１条　（略）	第１０条～第１１条　（現行のとおり）
	付　則 この規則は、平成28年４月１日から施行する。
別表（第８条関係）	別表（第８条関係）

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処	１面	10円

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処	１面	10円

改　正　前

理に要する費用		
複写機により作成した写しの交付	Ａ３判以下のも１面の カラーコピー　１面	10円 50円
電子計算機からの出力物の交付	Ａ３判以下のも１面の	10円
リーダープリンターからの出力物の交付	Ａ３判以下のも１面の	10円
フロッピーディスクに複写したものの交付	１枚	50円
ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	１枚	100円
ＵＳＢメモリーに複写したものの交付	１個	1,000円
写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

1　Ａ３判を超えるものの写しについては、Ａ３判に換算した枚数分の金額とする。

2　用紙の規格は、日本工業規格による。

改　正　後

理に要する費用		
複写機により作成した写しの交付	Ａ３判以下のも１面の カラーコピー　１面	10円 50円
電子計算機からの出力物の交付	Ａ３判以下のも１面の	10円
リーダープリンターからの出力物の交付	Ａ３判以下のも１面の	10円
（削除）	（削除）	（削除）
ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	１枚	100円
ＵＳＢメモリーに複写したものの交付	１個	1,000円
写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

1　Ａ３判を超えるものの写しについては、Ａ３判に換算した枚数分の金額とする。

2　用紙の規格は、日本工業規格による。

第１号様式（第２条関係）

＊整理番号			－			

区政情報開示請求書

平成　　年　　月　　日

（提出先）
□足立区長
□足立区教育委員会
□足立区選挙管理委員会
□足立区監査委員
□足立区農業委員会
〔上記[レ]印を付した実施機関に対して請求します〕

請求者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〔団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号〕

連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〔団体の場合は、担当者の氏名、電話番号〕

足立区情報公開条例第７条の規定に基づき、次のとおり請求します

請求の内容 区政情報の具体的な名称又は知りたい事項を具体的に記入して下さい。	
開示の方法	１．閲覧　　２．視聴　　３．写しの交付 ※　開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、別表（裏面）のとおりです。
開示を請求する理由・目的	
＊受付場所	１．区政情報課　　２．その他（　　）

（注意）
１．公開を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。
２．住所以外に日中で連絡のつき易い所のある方は、連絡先を記入して下さい。
３．＊の欄は記入の必要はありません。

	収受印
○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。 ○この請求に対する決定は請求(収受日)の翌日から起算して、１４日以内に行い、速やかに文書により通知します。 【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】 ○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る区政情報について非開示決定がされたものとみなすことができます。 ○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管しておいて下さい。 ○問合わせ先　足立区役所　区政情報課　３８８０－５２２５	

別表

区　　分	単　　位	金　　額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	１面	１０円
複写機により作成した写しの交付	Ａ３判以下のもの　１面 カラーコピー　１面	１０円 ５０円
電子計算機からの出力物の交付	Ａ３判以下のもの　１面	１０円
リーダープリンターからの出力物の交付	Ａ３判以下のもの　１面	１０円
（削除）	（削除）	（削除）
ＣＤ－Ｒに複写したものの交付	１枚	１００円
ＵＳＢﾒﾓﾘｰに複写したものの交付	１個	１，０００円
写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

１　Ａ３判を超えるものの写しについては、Ａ３判に換算した枚数分の金額とする。

２　用紙の規格は、日本工業規格による。

第２号様式（第３条関係）

＊整理番号			－			

区政情報開示等決定通知書

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区教育委員会

平成　　年　月　日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請求の内容	
区政情報の件名	
決定の内容	□　全部開示（開示の日時、開示の場所のとおり） □　一部開示（開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり） □　全部非開示（開示に応じられない理由・部分のとおり） □　不存在（開示に応じられない理由・部分のとおり） □　存否非開示（開示に応じられない理由・部分のとおり）
開示の方法	□　閲覧　□　視聴　□　写しの交付
開示の日時	平成　　年　　月　　日（　）　　時から　　時まで
開示の場所	１．区政情報課　２．その他（　　）
開示に応じられない理由・部分	
＊開示できる予定のある場合	平成　　年　　月　　日以降であれば、当該区政情報の（全部・一部）を開示することができます。
担当課	所属 電話　（　　）　　内線

○　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

○　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注意）

１．区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。

２．指定された区政情報の開示の日時に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。

３．区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。

４．足立区情報公開条例第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により、この通知があった日から 90 日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。

第6号様式(第5条関係)

＊整理番号			―			

開示決定に係る通知書

足　　収第　　号

平成　　年　　月　　日

様

足立区教育委員会

平成　　年　　月　　日付　足　　発第　　号で照会した区政情報の開示については、下記のとおり決定したので、通知します。

開示請求のあった区政情報の件名	
決定の区分	1　全部開示　　2　全部非開示　　3　一部開示　　4　その他
決定の内容及び理由	
開示をする日	平成　　年　　月　　日
担当課	所属 電話　　内線

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第7号様式(第9条関係)

＊諮問番号			―			

審査会諮問通知書

足　　収第　　号

平成　　年　　月　　日

様

足立区教育委員会

平成　　年　　月　　日付けの開示決定等に対する審査請求について、足立区情報公開条例第15条の２の規定により、足立区情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したので、通知します。

区政情報の件名	
審査請求の内容	
諮問をした日	平成　　年　　月　　日
備考	

第２８号議案

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　司

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成１２年足立区教育委員会規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条第３項、」を削る。

第３条を次のように改める。

第３条　削除

第１５条を次のように改める。

（降格と降給とが同日に行われる場合の号給）

第１５条　第７条の規定による降格と条例第７条第６項の規定による降給とが同日に行われる場合におけるその者の号給は、同項の規定により決定された号給から第７条の規定を適用して得られる号給とする。

別表第１を次のように改める。

別表第１　削除

付　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うに当たり、条文の追加及び削除を行う必要があるので、この規則案を提出いたします。

第２８号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部　子ども家庭課
内　　容	特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。 記 １　改正の概要（詳細は、新旧対照表のとおり） （１）等級別基準職務表を給与条例第６条第３項で定めたことに伴い、級別標準職務表を削除する （２）降給の導入に伴い、降格と降給とが同日に行われる場合における号給は、降給の規定により決定された号給から降格の規定を適用して得られる号給とすることを定める 【降格と降給とが同日に行われる場合】 もともとの号給 ↓ ① 降給 降給の規定により決定された号給（＝降給した前日に受けていた号給より３号給下位の号給） ↓ ② 降格 降格の規定により決定された号給（＝規定適用後の号給） ２　施行年月日 平成２８年４月１日
今後の方針	所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）　新旧対照表

改　正　前	改　正　案
（目的） 第１条　この規則は、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号。以下「条例」という。）第６条第３項、第７条及び第26条並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第２号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第５条及び第14条の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の初任給、昇格及び昇給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この規則は、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号。以下「条例」という。）第７条及び第26条並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第２号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第５条及び第14条の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の初任給、昇格及び昇給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
第２条　（略）	第２条　（現行のとおり）
（級別標準職務） 第３条　給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第１に定める幼稚園教育職員給料表級別標準職務表に定めるとおりとする。	第３条　削除
第４条～第14条　（略）	第４条～第14条　（現行のとおり）
第15条　削除	（降格と降給とが同日に行われる場合の号給） 第15条　第７条の規定による降格と条例第７条第６項の規定による降給とが同日に行われる場合におけるその者の号給は、同項の規定により決定された号給から第７条の規定を適用して得られる号給とする。
第１６条～第１９条　（略）	第１６条～第１９条　（現行のとおり）
別表第１　（略）	別表第１　削除
	付　則 この規則は、平成28年４月１日から施行する。

第２９号議案

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　足立区教育委員会教育長　定野　司

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成１２年足立区教育委員会規則第３３号）の一部を次のように改正する。

別記様式第２号を次のように改める。

別記様式第２号（第９条関係）

一　時　差　止　処　分　書

年　月　日

様

（一時差止処分者）

印

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第１項／条例第29条第１項（同条例第30条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、期末手当／期末手当及び勤勉手当　の支給を一時差し止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に、足立区教育委員会に対して審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、足立区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

付　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、様式改正を行う必要があるので、この規則案を提出いたします。

第２９号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部　子ども家庭課
内　　容	行政不服審査法の改正に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連様式についての一部改正を行う。 記 １　改正の概要 別記様式第２号について、次のとおり文言の整理を行うとともに必要な教示文を加える。 （１）「６０日」を「３月」に改める （２）「不服申立て」を「審査請求」に改める （３）処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる旨の教示文を加える。 （４）処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる旨の教示文を加える。 （５）審査請求をした場合、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる旨の教示文を加える。 （６）審査請求をした場合、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる旨の教示文を加える。 ２　施行年月日 平成２８年４月１日
今後の方針	所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

第３０号議案

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　定　野　　司

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成１２年足立区教育委員会規則第３５号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第４条」を「第２条」に、「子ども家庭課長」を「子ども政策課長」に、「街区符号（○丁目、○場等）」を「街区符号（○丁目○番等）」に、「子ども家庭課子ども家庭係」を「子ども政策課管理係」に改める。

付　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第３０号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部　子ども家庭課
内　　容	教育委員会事務局の組織の改正に伴い、関連様式について一部改正を行う。 記 １　改正の概要 別記様式について、文言の整理を行う ２　施行年月日 平成２８年４月１日
今後の方針	所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

別記様式（第３条関係）

住居手当請求用

住　　居　　届

平成　　年　　月　　日届出

(提出先)	所　　属	職員番号	
教育長		氏　名	印

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則第３条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。
（証明書　　通添付）

住　　所	
世帯主氏名	あなたとの続柄（　　）

届出事由

- □ 新規届出
- □ 住居異動
- □ 世帯主の変更
- □ 収入の変動
- □ その他

上記事実の発生
平成　　年　　月　　日

住宅の実情	種類／名義	持家	賃貸住宅 職員住宅・社宅等	民間アパート等	その他（　　）	家賃負担状況	契約状況
	自己（共有）					月額　　円 □住宅使用料のみ □光熱水費を含む □賄費を含む	契約期間 年　月　日から 年　月　日まで
	他　人						共同名義人が □いる　□いない 氏名（　　）
		所有者及び借主氏名（　　）続柄（　）					

世帯の構成状況	氏　名	続柄	生年月日	同居・別居の別	職業等	勤務先	年収	備考
		本人	．．．	同・別				
			．．．	同・別				
			．．．	同・別				
			．．．	同・別				
			．．．	同・別				
			．．．	同・別				

所属	園長	副園長	担当	給与担当	係長	担当	給与事務担当	係長	担当

□第２条第１項第１号　□第２条第１項第２号（　　）
上記のとおり確認する。　　年　　月　　日
子ども家庭部子ども政策課長　　印

年　　月　　日受理
年　　月　　から支給

1　それぞれの該当欄にレ若しくは○を入れるか、又は該当の条項を○で囲むこと。
2　住宅の実情に応じて、それぞれ該当する箇所に記入すること。
3　太線の枠内のみ記入すること。
4　「住所」欄には、町名、街区符号（○丁目○番等）のみならず、住居番号等（○棟、○号室、○荘、○様方等）もできるだけくわしく記入すること。
5.　「世帯の構成状況」欄には、同居・別居にかかわらず、生計を一にする者はすべて記入すること。
6　「世帯の構成状況」欄には、住民票上の同一世帯か否かではなく、同一の住宅に居住する者はすべて記入すること。
7　「住宅の実情」欄中「職員住宅・社宅等」とは、国・都・区・民間等を問わず、すべての勤務先が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。
8　特殊な事情については、子ども政策課管理係に問い合わせるか、又は裏面余白に説明を加えること。
9　収入世帯主及び名義世帯主に該当する者は、世帯員の収入状況に異動があった場合、速やかに子ども政策課管理係に連絡すること。
10　事実の生じた日から１５日以内に子ども政策課管理係まで提出すること。

住居届添付書類

提　出　書　類	住民票上の世帯主かつ、持家・賃貸名義が本人（共有名義含む）の場合	左記以外の場合（収入世帯主の場合）
住民票または住民票記載事項証明書（※） （世帯全員の記載があり、続柄記載のもの）	○	○
（持家の場合） 登記事項証明書（写）又は固定資産税納付書（家屋の所在地番が確認できる写し） （賃貸の場合） 賃貸借契約書（住所、貸主、借主、契約期間、家賃額が確認できる写し）	○	○
世帯員全員の収入証明（次のいずれかひとつ） ・源泉徴収票・確定申告書の控え ・公的年金の支払通知書 ・課税証明書（総収入金額記載のもの） ※職員本人の収入証明書は必要ありません。		○
申立書（指定様式）		○

【注】添付書類がすぐに揃わない場合は、住居届の余白に「添付書類後日送付」と記載して提出してください。

（※）**《承諾書》**※区内在住職員で住民票の添付の省略を希望する方のみ記入

私は、足立区住民検索オンラインシステムによる本件届出内容の確認を承諾します。ついては、住民票の添付を省略します。 氏名　　印

給与係確認日	

第３１号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成２７年足立区教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「区立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額及び」を「公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額並びに条例第６条の２に定める区立認定こども園（短時間利用）の」に改める。

付　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（提案理由）

区民が足立区以外の地方公共団体が設置した幼稚園等を利用する場合の利用者負担額について、８月における取扱いを定める必要があるので、この規則案を提出いたします。

第３１号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
所管部課名	子ども家庭部　子ども家庭課
内　　容	１　改正の理由 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成２７年３月１９日条例第３７号）を改正し、他自治体の公立幼稚園あるいは公立認定こども園（短時間利用）を利用する場合の利用者負担額月額について定めたところである。 これを受け、他自治体の公立園であっても区立認定こども園（短時間利用）と同じく、利用者負担額のうち８月は納付を要しないこととするよう、本規則の改正を行う。 ２　改正の内容 新旧対照表のとおり ３　施行年月日 平成２８年４月１日
今後の方針	

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（現行のとおり）
（利用者負担額の納入） 第４条　条例別表第５及び第８に定める区立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額及び給食費については、８月は納付を要しない。	（利用者負担額の納入） 第４条　条例別表第５及び第８に定める公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額並びに条例第６条の２に定める区立認定こども園（短時間利用）の給食費については、８月は納付を要しない。
第５条～第９条　（略）	第５条～第９条　（現行のとおり）
	付　則 この規則は、平成28年４月１日から施行する。

第３３号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　司

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

１　発令年月日　平成２８年４月１日

（部長級）

氏　名　須　原　愛　記

職層名　参　事

発令内容　学校教育部学力定着対策室長を命ずる

氏　名　鳥　山　高　章

職層名　参　事

発令内容　子ども家庭部長を命ずる

氏　名　今　井　伸　幸

職層名　参　事

発令内容　子ども家庭部こども支援センターげんき所長を命ずる
子ども家庭部こども支援センターげんき所長付支援管理課長事務取扱を命ずる

氏　名　上遠野　葉子

職層名　参　事

発令内容　子ども家庭部参事を命ずる
子ども家庭部子ども政策課長[統括課長]事務取扱を命ずる

（統括課長級）

氏　　名　太　田　照　生
職 層 名　副参事
発令内容　学校教育部副参事（学校適正配置担当）[統括課長]を命ずる

氏　　名　向　井　功　至
職 層 名　副参事
発令内容　学校教育部学校経理課長[統括課長]を命ずる

氏　　名　稲　本　望
職 層 名　副参事
発令内容　学校教育部学校施設課長[統括課長]を命ずる

氏　　名　森　太　一
職 層 名　副参事
発令内容　学校教育部学力定着対策室長付学力定着推進課長[統括課長]を命ずる

氏　　名　松　野　美　幸
職 層 名　副参事
発令内容　子ども家庭部子ども施設整備課長[統括課長]を命ずる
子ども家庭部副参事（待機児ゼロ対策担当）兼務を命ずる

（課長級）

氏　　名　　楠　山　慶　之
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部副参事（教育改革担当）を命ずる

氏　　名　　浮　津　健　史
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部教育指導課長を命ずる

氏　　名　　斎　藤　一　裕
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部副参事（学校指導担当）を命ずる

氏　　名　　渡　辺　隆　史
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部副参事（学校改築担当）を命ずる

氏　　名　　渡　邉　勇
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部学務課長を命ずる
　　学校教育部副参事（おいしい給食担当）兼務を命ずる

氏　　名　　飯　塚　尚　美
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部学力定着対策室長付就学前教育推進課長を命ずる

氏　　名　　金　子　俊　之
職 層 名　　副参事
発令内容　　子ども家庭部副参事（待機児ゼロ対策担当）を命ずる

氏　　名　　森　田　剛
職 層 名　　副参事
発令内容　　子ども家庭部子ども施設運営課長を命ずる

氏　　名　　千ヶ崎　嘉　彦
職 層 名　　副参事
発令内容　　子ども家庭部子ども施設入園課長を命ずる

氏　　名　　西　野　知　之
職 層 名　　副参事
発令内容　　子ども家庭部こども支援センターげんき所長付教育相談課長を命ずる

氏　　名　　高　橋　徹
職 層 名　　副参事
発令内容　　子ども家庭部こども支援センターげんき所長付こども家庭支援課長を命ずる

2　発令年月日　　平成２８年３月３１日
（部長級）
氏　　名　　山　本　聖　志
職 層 名　　参　事
発令内容　　教育次長を免ずる
　　教育次長参事（総合教育研究担当）兼務を解く

教育次長参事（総合教育研究担当）付副参事（総合教育研究担当）事務取扱を解く

氏　　名　　伊　藤　良　久
職 層 名　　参　事
発令内容　　子ども家庭部長を免ずる

（課長級）
氏　　名　　山　中　寛
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部副参事（学校改築担当）を免ずる

氏　　名　　望　月　義　実
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部学務課長を免ずる
　　学校教育部副参事（おいしい給食担当）兼務を解く

氏　　名　　浮　津　健　史
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部教育指導室長を免ずる

氏　　名　　山　崎　恵　子
職 層 名　　副参事
発令内容　　学校教育部教職員課長を免ずる

氏　　名　　山　根　晃
職 層 名　　副参事
発令内容　　子ども家庭部子ども家庭課長を免ずる

氏　　名　松　野　美　幸
職 層 名　副参事
発令内容　子ども家庭部副参事（待機児ゼロ対策担当）を免ずる

氏　　名　小　山　幸　俊
職 層 名　副参事
発令内容　子ども家庭部子ども・子育て支援課長を免ずる

氏　　名　後　藤　英　樹
職 層 名　副参事
発令内容　子ども家庭部子ども・子育て施設課長を免ずる

氏　　名　西　野　知　之
職 層 名　副参事
発令内容　子ども家庭部こども支援センターげんき所長を免ずる

氏　　名　渡　邉　勇
職 層 名　副参事
発令内容　子ども家庭部副参事（こども支援担当）を免ずる

（提案理由）

平成２８年４月１日付の区長部局の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるので、この案を提出いたします。

平成２８年第２回
教育委員会臨時会
別　冊　資　料

平成２８年３月３１日

第３２号議案の議案書、議案説明資料（この冊子）は、委員会終了後、回収させていただきます。

机上に置いたまま、ご退室ください。

第３２号議案

足立区青少年委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成２８年３月３１日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区青少年委員の委嘱について

足立区青少年委員を下記のとおり委嘱する。

記

１　被委嘱者　　別紙のとおり

２　委嘱期間　　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日まで

（提案理由）

足立区青少年委員に関する規則第３条の規定に基づき、足立区青少年委員を委嘱する必要があるので、この案を提出いたします。

平成28・29年度　足立区青少年委員候補者名簿

No.	ブロック	氏　名	ふりがな	担当校	所属する青少年対策地区委員会	新任
1	1	豊　住　いずみ	とよすみ　いずみ	千寿常東小学校	常東	
2		髙　橋　雅　代	たかはし　まさよ	千寿桜堤中学校	常東	
3		米　持　昭　治	よねもち　あきはる	千寿第八小学校	常東	
4		石　鍋　安　司	いしなべ　やすし	第一中学校	第三	*
5		稲　垣　まゆみ	いながき　まゆみ	千寿桜小学校	第三	*
6		宮　﨑　保　子	みやざき　やすこ	千寿小学校	第三	
7		今　井　しづ江	いまい　しづえ	千寿本町小学校	第四	
8		北　島　一　弘	きたじま　かずひろ	千寿青葉中学校	第五	
9		吉　川　和　宏	よしかわ　かずひろ	千寿双葉小学校	第五	
10	2	下　川　佐智子	しもかわ　さちこ	宮城小学校	江南	
11		吉　川　喜代美	よしかわ　きよみ	江南中学校	江南	*
12		矢　口　悦　道	やぐち　よしみち	江北小学校	第十三	
13		伊　木　恒　人	いき　つねと	高野小学校	第十三	
14		日　髙　佐和子	ひだか　さわこ	上沼田中学校	第十三	
15		遠　藤　滋　子	えんどう　しげこ	扇小学校	第十三	
16		橋　本　博　子	はしもと　ひろこ	江北中学校	第十三	*
17	3	髙　橋　真佐子	たかはし　まさこ	興本小学校	興本	
18		田　中　　実	たなか　みのる	本木小学校	興本	
19		竹　田　春　彦	たけだ　はるひこ	寺地小学校	興本	
20		藤　田　義　之	ふじた　よしゆき	第六中学校	興本	
21		木　島　俊　江	きじま　としえ	扇中学校	興本	
22		丸　山　昌　子	まるやま　まさこ	西新井小学校	西新井	*
23		石　鍋　　浩	いしなべ　ひろし	西新井第一小学校	西新井	*
24		浅　野　成　美	あさの　なるみ	第五中学校	西新井	*
25	4	川　下　勝　利	かわしも　かつとし	関原小学校	第七	
26		小　張　悦　子	こばり　えつこ	第七中学校	第七	
27		塚　本　孝　子	つかもと　たかこ	栗原小学校	西新井	
28		山　本　孝　志	やまもと　たかし	梅島小学校	第十	
29		鈴　木　昌　友	すずき　まさとも	梅島第二小学校	第十	
30		小　山　克　彦	こやま　かつひこ	亀田小学校	第十	*
31		遊　馬　正　子	ゆうま　まさこ	第九中学校	第十	
32		小　畠　恵　子	こばた　けいこ	第十中学校	第十一	*
33		田　平　孝　彦	たひら　たかひこ	梅島第一小学校	第十一	*
34		石　鍋　明　光	いしなべ　あきみつ	島根小学校	第十一	
35	5	吉　澤　正　幸	よしざわ　まさゆき	足立小学校	中央南	
36		小　沼　久美子	おぬま　くみこ	弥生小学校	中央南	
37		多　島　三　好	たじま　みよし	第四中学校	中央南	
38		砂　田　健　二	すなだ　けんじ	弘道小学校	弘道	
39		佐　藤　健　二	さとう　けんじ	弘道第一小学校	弘道	
40		前　島　政　章	まえじま　まさあき	第十一中学校	弘道	
41	6	関　本　義　則	せきもと　よしのり	綾瀬小学校	綾瀬	*
42		佐　藤　文　孝	さとう　ふみたか	東加平小学校	綾瀬	
43		岡　村　佳　子	おかむら　けいこ	東渕江小学校	綾瀬	
44		菱　沼　政　弘	ひしぬま　まさひろ	北三谷小学校	綾瀬	
45		高　橋　將　郎	たかはし　まさお	東綾瀬小学校	綾瀬	
46		大　塚　洋　二	おおつか　ようじ	東綾瀬中学校	綾瀬	
47		佐　宗　良　哉	さそう　よしや	蒲原中学校	綾瀬	*
48		三　枝　孝　次	みえだ　たかつぐ	大谷田小学校	中川	
49		下　島　利　代	しもじま　としよ	長門小学校	中川	

平成28・29年度　足立区青少年委員候補者名簿

No.	ブロック	氏　名	ふりがな	担当校	所属する青少年対策地区委員会	新任
50	7	岡　本　勝　利	おかもと　かつとし	中川小学校	佐野	*
51		金　子　　一	かねこ　はじめ	中川東小学校	佐野	
52		小　林　保　彦	こばやし　やすひこ	中川北小学校	佐野	
53		佐藤根　　隆	さとね　たかし	第十二中学校	佐野	
54		木　村　佳　代	きむら　かよ	谷中中学校	佐野	*
55		山　田　直　美	やまだ　なおみ	辰沼小学校	神明	
56		白　井　純　子	しらい　じゅんこ	六木小学校	神明	
57		菊　地　　聡	きくち　さとし	第十三中学校	神明	
58	8	関　根　裕　子	せきね　ゆうこ	青井小学校	中央	
59		小　宮　邦　夫	こみや　くにお	青井中学校	中央	*
60		平　田　丈　雄	ひらた　たけお	栗島中学校	中央	
61		杉　村　吉　紀	すぎむら　よしき	加平小学校	保塚	
62		澁　谷　義　光	しぶや　よしみつ	栗島小学校	中央	*
63		嶋　田　健　一	しまだ　けんいち	東栗原小学校	保塚	
64		鈴　木　奏　子	すずき　かなこ	平野小学校	保塚	
65		速　水　雅　彦	はやみず　まさひこ	東島根中学校	保塚	
66	9	島　上　有　紀	しまかみ　ゆき	花畑小学校	保塚	*
67		中　里　史　朗	なかざと　しろう	花保小学校	保塚	*
68		眞　田　敏　子	さなだ　としこ	花保中学校	保塚	*
69		遠　山　辰　雄	とおやま　たつお	花畑第一小学校	花畑	
70		古　川　美奈子	ふるかわ　みなこ	花畑西小学校	花畑	
71		上　田　美　根	うえだ　みね	花畑中学校	花畑	
72		仲　崎　弘　子	なかざき　ひろこ	花畑北中学校	花畑	
73		芦　川　珠　美	あしかわ　たまみ	桜花小学校	花畑	
74	10	武　田　伸　一	たけだ　しんいち	中島根小学校	第十一	
75		芦　川　直　子	あしかわ　なおこ	六月中学校	竹の塚	
76		大　西　るり子	おおにし　るりこ	渕江小学校	竹の塚	
77		飯　島　伸　明	いいじま　のぶあき	渕江第一小学校	竹の塚	
78		吉　田　雅　子	よしだ　まさこ	渕江中学校	竹の塚	*
79		橋　本　美津江	はしもと　みつえ	西保木間小学校	竹の塚	
80		吉　澤　たち子	よしざわ　たちこ	竹の塚中学校	竹の塚	
81		栗　原　まり子	くりはら　まりこ	保木間小学校	竹の塚	
82		人　見　真　吾	ひとみ　しんご	竹の塚小学校	竹の塚	
83	11	森　岡　裕　子	もりおか　ひろこ	西新井第二小学校	西新井	
84		土　岐　理　恵	とき　りえ	西新井中学校	西新井	
85		北　島　文　江	きたじま　ふみえ	西伊興小学校	伊興	
86		渡　辺　広　一	わたなべ　ひろかず	東伊興小学校	伊興	
87		加　藤　清　典	かとう　きよのり	栗原北小学校	伊興	
88		未　定		第十四中学校	伊興	*
89		磯　　洋　一	いそ　よういち	伊興小学校	伊興	
90		酒　井　　廣	さかい　ひろし	伊興中学校	伊興	*
91	12	横　山　良　和	よこやま　よしかず	鹿浜五色桜小学校	鹿浜	
92		原　田　　勉	はらだ　つとむ	鹿浜第一小学校	鹿浜	
93		福　藤　恭　司	ふくとう　きょうじ	鹿浜西小学校	鹿浜	
94		渡　邉　淳　子	わたなべ　じゅんこ	北鹿浜小学校	鹿浜	
95		浅　香　一　浩	あさか　かずひろ	皿沼小学校	鹿浜	
96		松　崎　顕　治	まつざき　けんじ	鹿浜菜の花中学校	鹿浜	
97		船　橋　由美子	ふなはし　ゆみこ	加賀中学校	鹿浜	
98		笠　原　昌　俊	かさはら　まさとし	新田小学校	新田	
99		諏　訪　法　和	すわ　のりかず	新田中学校	新田	

平成28･29年度　足立区青少年委員候補者名簿

No.	ブロック	氏　名	ふりがな	担当校	所属する青少年対策地区委員会	新任
100	13	館　山　晴　美	たてやま　はるみ	舎人小学校	舎人	
101		未　定		足立入谷小学校	舎人	＊
102		緑　川　勝　彦	みどりかわ　かつひこ	古千谷小学校	舎人	
103		丸　岡　朋　子	まるおか　ともこ	入谷中学校	舎人	＊
104		小田川　利　幸	おだがわ　としゆき	舎人第一小学校	舎人	
105		杉　村　暢　之	すぎむら　のぶゆき	入谷南中学校	舎人	

第３２号議案説明資料

平成２８年３月３１日

件　　名	足立区青少年委員の委嘱について
所管部課名	子ども家庭部　青少年課
内　　容	1　提案の理由 平成２８年３月３１日をもって、平成２６・２７年度の足立区青少年委員の任期が満了する。 このため、足立区青少年委員に関する規則第３条に基づき、平成２８・２９年度の足立区青少年委員を新たに委嘱する。 2　被委嘱者 別紙「平成２８・２９年度　足立区青少年委員候補者名簿」のとおり 3　委嘱期間 平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日まで 4　経歴等 平成２８・２９年度の足立区青少年委員の被委嘱者は、再任者８１名、新任者２４名(うち２名未定)である。 再任者については、いずれも活動状況が良好であり、意欲の高い人物が選ばれている。また、新任者についても、いずれもＰＴＡ会長等を務めていたなど、地域と学校との繋がりの深い人物が選ばれている。 なお、未定の２名については、決定次第、議案を提出する。
今後の方針	職務を円滑に遂行できるよう、指導、助言を行っていく。